**平成２８年（フ）第２２２号**
岐阜市加野３丁目２番２―33号　（県営加野住宅　Ｈ２号棟）
債務者　長屋　仁美
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第１５１号**
静岡県富士市森島460番地の３　レオパレス21　明野207号
債務者　真栄城友子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第６７８号**
神戸市長田区六番町６丁目２番地の２ＧＬＡハート長田102号
債務者　東田　直也
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６８４号**
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番３―403号
債務者　小寺　　命（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４８８号**
広島市安芸区矢野西３丁目49番22号
債務者　クニシゲこと　國重　照明
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４８９号**
広島市安芸区矢野西３丁目49番22号
債務者　國重美代子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５０４号**
広島県東広島市西条御条町４番５―401号　フローレンス西条御条町
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５１７号**
広島市中区千田町３丁目２番10―302号　相原ビル
債務者　山野有美枝
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５１８号**
広島市中区千田町３丁目２番10―302号　相原ビル
債務者　山野健太郎
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５２９号**
広島市安佐南区長楽寺１丁目32番32―204号
債務者　織田かおり
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１２１号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1431番地
債務者　本山　憂希
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２８年（フ）第１２９号**
佐賀県藤津郡太良町大字大浦乙189番地２、前住所佐賀県唐津市二タ子１丁目７番10号　馬渡アパート101号
債務者　伊藤　亜紀
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２８年（フ）第１３０号**
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74　サンコーポラス有田１―302号
債務者　諸限　　望（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２８年（フ）第２７号**
北海道様似郡様似町大通１丁目65番地
債務者　小林まなみ
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２８年（フ）第８０号**
北海道余市郡余市町入舟町350番地24
債務者　山中惠美子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第９９号**
北海道苫小牧市柏木町２丁目８番４号
債務者　秋山　　洋
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部